

# 阿武隈川国有林の地域別の森林計画書

(阿武隈川森林計画区)

計画期間 自 平成27年4月1日  
至 平成37年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

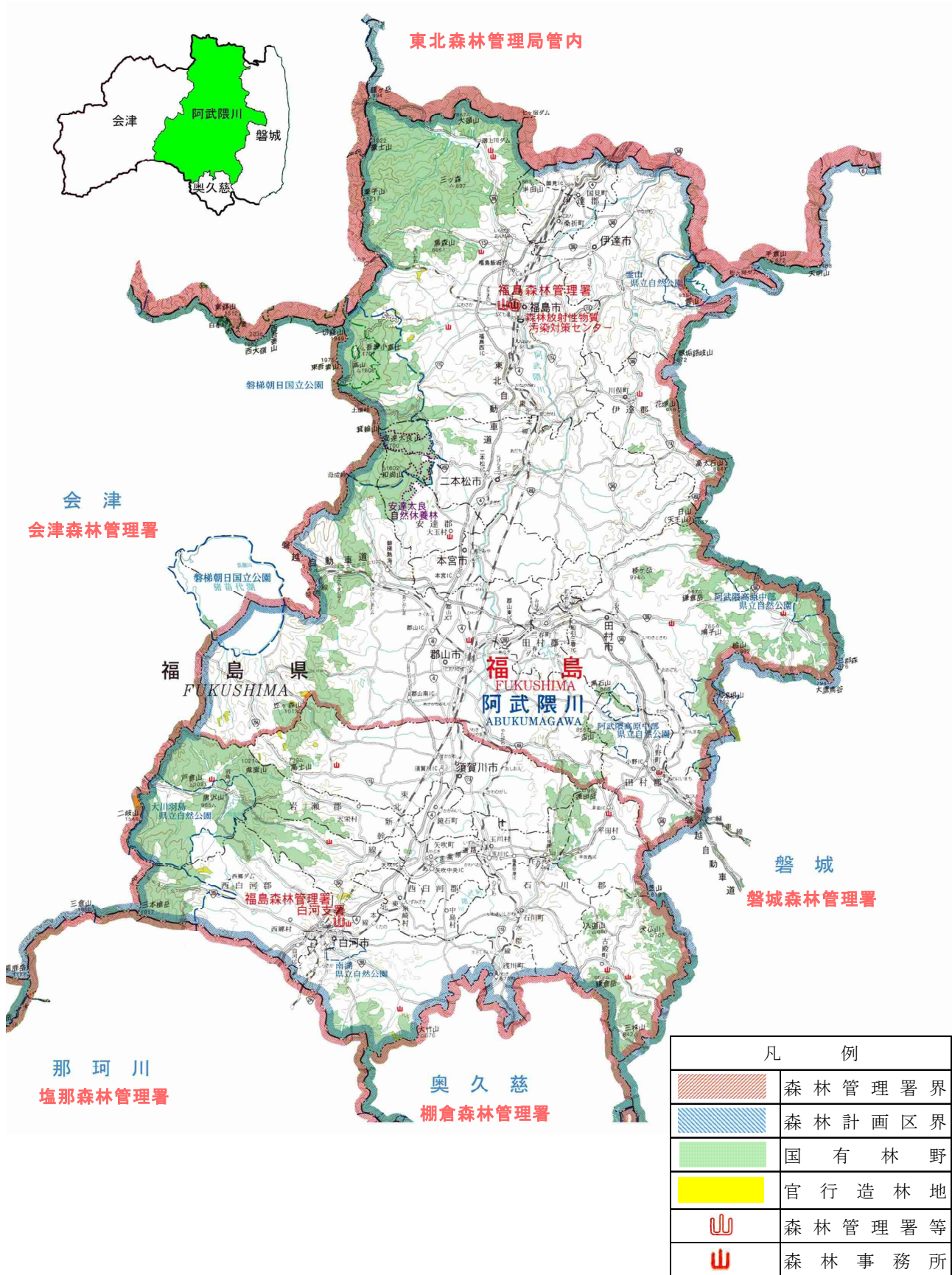
阿武隈川国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、阿武隈川森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

# 阿武隈川森林計画区の位置図



## 目 次

### I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前計画の実行結果の概要及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・ 12
  - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・ 12
    - (1) 森林の整備及び保全の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
    - (2) 森林の整備及び保全の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
    - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・・ 15
  - 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3 森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
    - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 16
    - (2) 立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
    - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - 2 造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
    - (1) 人工造林に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
    - (2) 天然更新に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・ 19
    - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - 3 間伐及び保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
    - (1) 間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
    - (2) 保育の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
    - (3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・ 23
    - (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法・・・・・・・・ 23
    - (2) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - 5 林道（林業専用道を含む）等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・ 25
    - (1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・ 25
    - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準  
及び作業システムの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 25
    - (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法・・・・ 25
    - (4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - 6 森林施業の合理化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
    - (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・ 26
    - (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・・・・・ 26
    - (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・ 26

(4) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	27
1 森林の土地の保全に関する事項	27
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	27
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	30
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	30
(4) その他必要な事項	31
2 保安施設に関する事項	31
(1) 保安林の整備に関する方針	31
(2) 保安施設地区に関する方針	31
(3) 治山事業に関する方針	31
(4) その他必要な事項	31
3 森林の保護等に関する事項	32
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	32
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	32
(3) 林野火災の予防の方針	32
(4) その他必要な事項	32
第5 計画量等	33
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	33
2 間伐面積	33
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	33
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	34
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	84
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	84
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	86
(3) 実施すべき治山事業の数量	87
第6 その他必要な事項	89
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	89
2 その他必要な事項	97
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	98
別表2 保安林の指定施業要件	115
別表3 保安林の種類別の伐採の方法	117
別表4 自然公園区域内における森林の施業	118
別表5 砂防指定地等の森林の施業	119

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

当計画区は、福島県の中央部に位置し、阿武隈川広域流域に属している。東は磐城森林計画区、西は会津森林計画区、南は奥久慈森林計画区及び栃木県、北は宮城県及び山形県にそれぞれ接し、「中通り」と呼ばれる地域で、福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、須賀川市、白河市、本宮市の8市と伊達郡の3町、安達郡の1村、岩瀬郡の1町1村、西白河郡の1町3村、石川郡の3町2村、田村郡の2町の計25市町村を包括している。

この地域の総面積は 477千haで県土の35%を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ア 地勢

##### (ア) 山系

当計画区は、那須火山帯に源を発する一級河川阿武隈川あぶくまがわの源流から宮城県境までの地域で大部分が山地であり、これらの山地に囲まれた平野部は福島盆地、郡山盆地、白河盆地として開けている。

西部には、奥羽山脈に属する東吾妻山ひがしあづまやま (1,975m)、安達太良山あだたらやま (1,700m)、二岐山ふたまたやま (1,544m)、額取山ひたいとりやま (1,009m) 等の諸峰が南北に走り、東日本火山帯の一部である那須火山群さんぼんやりだけの三本槍岳 (1,917m) に連なり、日本の中央分水嶺をなす起伏に富む山岳を形成している。

東部には、大滝根山おおたきねやま (1,192m) を代表とした阿武隈高地が南北に連なっている。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられる名高い山が多い。奥地は自然度の高い天然生林が広域に生育していることから、自然環境の維持・保全が求められており、都市近郊に位置する森林については、森林とふれあう場の提供が期待されている。

##### (イ) 水系

主なる河川は、那須火山帯に源を発し、本計画区の中央をゆるやかに北上する阿武隈川である。奥羽山脈すりかみがわを源とする摺上川ごひやくがわ、五百川しやかどうがわ、釈迦堂川等と阿武隈高地を源とする移川うつしがわ、大滝根川おおたきねがわ、北須川きたすがわ等の各支流が合流し太平洋に注いでいる。高瀬川たかせがわは単独の河川として太平洋に注いでいる。

那須北部に位置する大白森山おおしろもりやま、鎌房山かまふさやま等を源とする鶴沼川つるぬまがわは、会津地域に流下し、阿賀川あががわ (大川) に合流した後、阿賀野川あがのがわを経て日本海に注いでいる。また、阿武隈高地の大滝根山南部より源を発する夏井川なついがわはいわき市を経て太平洋に注いでいる。これら水系の上流域は、中通り各都市部の生活用水を始め、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

#### イ 地質及び土壌

##### (ア) 地質

阿武隈高地の地質は、古期花崗閃緑岩かこうせんりよくがん及び花崗岩が多く分布し、一部残丘状の高い山

では斑れい岩、石灰岩等もみられる。

霊山<sup>りょうぜん</sup>地区では玄武岩質集塊岩が、古殿町、石川町では、結晶片岩（熱と圧力を受けた変成岩）の分布がみられる。

奥羽山脈から那須火山帯の脊梁部は石英安山岩類、安山岩が分布し、山麓一帯の大部分は新期火山砕屑物、花崗閃緑岩、新第三紀の中・下部層が占め、川桁断層、多田野断層が南北に走っている。

平坦部は洪積層、沖積層が主で第三紀層が点在し、八溝山系<sup>やみぞ</sup>の西白河地区には中・古生層がみられる。急峻な地形や火山砕屑物の堆積地、断層の走っている地域等は、国土保全に十分配慮することが求められている。

## (イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が大部分を占め、一部で黒色土、その他となっている。

花崗岩類を母材とした土壌は、腐植の浸透が浅く、しかも腐植量の少ないものが多く分布し、緩斜面では下層が緻密で理学性の劣る土壌が多く、急斜面ではA層が浅く礫に富んだものが多い。

古生層、結晶片岩を母材とする土壌は、理学性に富み適潤性の土壌が多くみられる。

第三紀層の砂岩・凝灰岩を母材とする土壌は、全般的に適潤性の土壌が多くみられる。

黒色土は、主に那須火山群の二岐地区、安達太良火山群の玉ノ井・岳地区、吾妻火山群の土湯地区等の山麓緩斜地に分布しており、火山灰を母材とした残積土で偏乾性土壌となっている。

ポドゾル・ポドゾル化土壌は、標高の高い主稜線及び浄土平<sup>せいしだい</sup>、勢至平等の平坦部に分布しており、乾性ポドゾル化土壌が主である。浄土平では湿性ポドゾル・ポドゾル化土壌が優占している。一般に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性の強いポドゾルなどは一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては十分な配慮が必要である。

## ウ 気候

気候は、おおむね太平洋側気候に属し、南北に延びる山地と主に東西に吹く季節風の影響で気温、雨量、積雪等に地域差が大きいが、概して夏季に高温多雨で、冬季は降水量が少ない。

年間降水量は平野部で1,100～1,400mm程度で、阿武隈高地では1,400mm、奥羽山脈地域では1,200mm内外である。

積雪は、阿武隈高地では20cm内外、奥羽山脈では2 m近くに達するが、平野部では少ない。

年平均気温は、平野部で12～13℃、阿武隈高地で9～10℃、奥羽山脈地域は冷温帯気候に属することから6℃以下の低温域がある。

なお、冬季から早春にかけて、「吾妻おろし」、「那須おろし」と呼ばれる冷たく乾いた強い西風が吹き下ろし、幼齢造林地が寒風害を受けることがある。

## エ 森林の概況

当計画区は、太平洋側植生域から日本海側植生域へ移行する地域まで広範な森林形態を有している。また、火山の影響による高山帯の低標高化や、亜高山帯植生、人工林と天然林のコントラストなど多様な景観を生み出している。クマタカやオオタカ等の希少野生猛禽類の生息が確認されており、森林生態系の豊かさを示すとともに、これらの種の保全を通じて生態系全体の生物多様性の維持・保全が求められている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

### (ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約41千haで森林面積の46%を占め、樹種別にはスギ32%、ヒノキ10%、アカマツ34%、カラマツ10%、その他14%となっている。

齢級別にみるとⅠ～Ⅳ齢級の幼齢林が全体の4%、Ⅴ～Ⅷ齢級29%、Ⅸ齢級以上が67%となっており高齢級の林分が多くなっている。

生育状況は全般的にスギ、ヒノキは良好であるが、茂庭、土湯地域に多く分布するアカマツ人工林については、広葉樹の進入が多く見られる。低標高地域においては、松くい虫被害が減少傾向で推移しているものの、依然として確認されており、健全な森林状態を維持する必要がある。

また、標高1,000m以上の箇所に植栽されたカラマツは気象、土壌等の自然的条件が厳しいため一部に生育不良な林分が見られる。

これらの人工林のうち良質な木材の生産が困難な林分についても、水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持、向上のための森林整備を図ることが求められている。

### (イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は、約47千haで森林面積の54%を占め、生育は中庸である。二次林は、アカマツ、コナラ、クリ等で阿武隈高地全域と奥羽山脈の里山地帯に分布しており、アカマツは一部で形質の良好なものがある。また、ブナを主とした林分とコメツガ、アオモリトドマツ、シラベを主とした亜高山帯の針葉樹林は、良好な状態を維持しており、美しい自然景観を形成している林分が多い。

北西部の茂庭地区では、摺上川源流域に原生的なブナ林が広域にわたり生育している。林内にはブナ、ミズナラ、カエデ類、ホオノキ等、沢沿いにはトチノキ、尾根筋にはキタゴヨウ、ネズコ等の針葉樹が分布するなど立地条件に応じた住み分けも見ることができる。



### (3) 社会経済的背景

#### ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,121千人で、県全体の58%を占め、計画区全体では減少傾向にある。産業別の就業者の割合は、第1次産業が8%、第2次産業が30%、第3次産業が62%となっており、県平均とほぼ同様の傾向を示している。

#### イ 土地の利用状況

当計画区内の土地面積477千haのうち、森林は57%（272千ha）を占めており、森林率は県平均に比べ低くなっている。そのうち国有林は92千haで、森林面積の3割強を占めている。また、耕地は土地面積の13%を占めている。

#### ウ 交通網

JR東北新幹線、東北本線及び東北自動車道、国道4号が交通の大動脈として南北に縦貫して首都圏及び宮城県を結び、福島市からJR山形新幹線、奥羽本線及び国道13号により山形県と結ばれている。

郡山市からは磐越東線、磐越西線、水郡線、磐越自動車道、国道49号が延びており、茨城県、新潟県等と結んでいる。

また、国道114号、115号、118号、288号の各線が阿武隈高地、奥羽山脈を東西に横断し、国道349号、399号が阿武隈高地を南北に走り、本地域の経済立地の向上に寄与している。国道289号（甲子道路）は、難所であった南会津郡下郷町から西白河郡西郷村を結び、幹線道路及び観光道路としての機能を果たしている。平成23年には、あぶくま高原道路が全線開通し、東北自動車道と磐越自動車道をつなぐ路線として物流の活性化、福島空港への利便性が向上している。現在、東北中央自動車道（相馬福島間、福島米沢間）も建設中である。

さらに福島空港からは札幌、大阪への定期便が運行されている。

#### エ 地域産業の概況

福島市は第3次産業が中心であり、周辺の県北地域の町村は、果樹園等の地場産業経営を主体に行っている。二本松市は家具・木工、醸造業等の産業が盛んである。阿武隈北部、安達地区では稲作を主体として、畜産や野菜栽培と組み合わせた経営が行われている。

また、郡山市・須賀川市及びその周辺部は、高度技術集積都市を目指して先端技術産業の拠点づくりに取り組み、工業及び商業の産業基盤整備が進められ、近年は医療・福祉機械等の高度技術産業も進んでいる。阿武隈高原地域では、農業基盤整備が進められ、田村市を中心として葉たばこ栽培、畜産・酪農が行われている。

白河市及びその周辺は、首都圏に近く、新幹線、高速道の高速交通体系の整備等によって、電気機器、ゴム、機械工業等の第2次産業が進展している。農業では米・トマト・キュウリ・ブロッコリー・葉たばこ等が栽培されている。

## オ 林業・林産業の概要

当計画区の森林は、気候、地況、土壌等の自然条件に恵まれた地域を中心に、スギ、アカマツを主体とした人工林化が進み、人工林率は43%に達している。このような中、民有林の森林保有状況を見ると、5ha未満の零細所有者が大部分を占めており、20ha以上の所有者は僅か3%に過ぎない。

森林組合は6組合あり、造林・保育・林産事業等を通じ、地域振興に重要な役割を果たしている。

林業地域としては、スギを中心とした古殿町、小野町、通称岩瀬マツで知られる岩瀬地方等がある。原木しいたけの生産が盛んな地域として伊達市、白河市、田村市等があるが、福島第一原子力発電所の事故の影響により一部地域で出荷制限があるため生産量は減少している。田村市、小野町、古殿町、矢吹町等では木炭の生産が行われている。

木材関連産業は、製材工場をはじめ、プレカット工場、集成材工場、丸太加工工場等が各地区で操業されている。製材工場の1工場当たりの平均出力は78kwとなっており、規模は比較的小さいものの、製材用材の入荷量のうち国産材が9割を占め、県平均を上回っている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成22年度～平成26年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成26年度は、実行予定を計上した。）

### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策等に寄与すべく実施したが、生育状況を考慮し、実行を一部見合わせたことから材積・面積ともに計画を下回った。

主伐は、分収林を中心に計画し、ほぼ計画どおりの実行となった。

単位 材積：m<sup>3</sup> 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	270,379	688,236 (10,344)	263,423	418,169 (5,388)

(注) 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

### (2) 人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林により更新を計画したが、主伐終了後の更新の一部を今期計画期間で行うこととしたため、人工造林の実行面積は計画より下回った。

天然更新については、分収造林の契約延長によるもの、主伐終了後の箇所で今期計画期間内に更新完了を予定しているものがあることから、計画を下回った。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	452	254	319	75

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、東日本大震災により被災した箇所が発生したことから、既設林道の有効活用や森林作業道等の簡易な路網を優先して作設した結果、計画を下回った。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった震災による被災箇所及び台風などの集中豪雨による被災箇所、老朽化が著しい緊急性の高い路線について優先して実施した結果、計画を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	53,865	51	19,604	17
うち林業専用道	22,865	—	19,604	3

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き伐り（本数調整伐）、災害箇所の復旧を目的とした溪間工、山腹工を計画したが、森林の生育状況等を考慮し、一部の森林で実行を見合わせたことや保安施設については、震災被害による保全対象を考慮し、緊急性の高い地区を優先させたことから、計画を下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	162	—	56	—

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、水源の涵養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考えに沿って、民有林と一層の連携強化を図りつつ、森林の整備・保全を進める。

#### (1) 東日本大震災及び原子力災害からの森林・林業の再生

##### ア 避難指示区域における計画の考え方

当計画区のうち川俣町の一部は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示区域（居住制限区域、避難指示解除準備区域）に指定されていることから、計画の樹立に当たっては、これらのことを十分踏まえる必要がある。

避難指示区域は現時点で森林整備等の活動に制約があるものの、今後の避難指示区域の見直し等による森林整備等を巡る状況の変化を踏まえ、森林の公益的機能の発揮の観点から森林整備等については速やかに対応することとする。

##### イ 森林の除染

森林の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」や「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省策定）」等に基づくこととし、落葉堆積有機物の除去による土壌流出のおそれがある場合は、土嚢袋や丸太柵を設置するなど必要な対策を行うこととする。

また、除染の実施に当たっては、従事する者の安全確保を図ることが、除染を確実に進める上で大切であることから、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）等に基づくこととする。

なお、除染関係ガイドラインにおいて、森林除染に関する新たな考え方が追加された場合は、その内容を踏まえた取組を進めることとする。

##### ウ 地域と連携した森林・林業再生の推進

森林・林業・木材産業の生産基盤の早期復興を図るため、県、市町村が計画する「ふくしま森林再生事業」と連携した「国有林野事業における放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業」に取り組み、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復を推進するとともに地域の生活基盤の復興に寄与する。

また、森林は多面的機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するとともに、国有林材の安定供給体制の構築、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用等、木材需要の創出を図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が時間の経過とともに樹木の枝葉幹から土壌表層など

に移行しつつあることを踏まえ、伐採・搬出（作業路作設）に当たっては、土砂流出を抑制する観点から必要に応じて表土流出防止や土壌保全措置等を講じるなど、最大限の配慮を行うこととする。

#### エ 仮置場等の敷地としての提供

地方公共団体等から、除染に伴う除去土壌等の仮置場等を国有林に設置したいとの要請があった場合は、可能な限り協力することとする。

なお、この場合、地方公共団体等による二次汚染の防止や地域住民の同意を得る必要があることに留意する。

### (2) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

阿武隈川源流部の西郷地区、北部の摺上川流域、東部の夏井川流域は、局所的に山腹崩壊や雪崩が発生し、集中豪雨等により土砂崩壊、流出等が発生している。また、東日本大震災により田良尾地区では大規模な山腹崩壊が発生している箇所があり、これらの地区は水源地として重要な役割を果たしているほか、急峻な地形であるため、水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている。このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策、並びに、人工林における下層植生の生育を促進し、土壌の団粒構造や侵食の防止効果を向上させるための抜き伐り（本数調整伐等）を行い、土砂流出の抑制を図るとともに水源涵養機能等の向上を図る。

### (3) 生活環境の保全

土砂流出などの山地災害の防止対策等を適切に実施する。特に、北部の岳地区、南西部の甲子地区及び二岐地区の森林は、温泉地に近接しており、源泉の枯渇を防ぐ役割を持つことから、周囲の森林の保全、管理に努めて地域住民の生活環境の保全を図る。地域住民の生活圏に近い人工林においては、残存木が健全に生育し、枝葉が多く茂るための間伐等を行いつつ、放射性物質の流出防止対策を実施することにより、快適な生活環境の維持・保全に努める。

### (4) 生物多様性の保全

当計画区の国有林には、国立公園、県立自然公園及び県自然環境保全地域が指定されており、日光・吾妻山及び鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊、森林生態系保護地域（1箇所）、林木遺伝資源保存林（1箇所）や植物群落保護林（7箇所）を設定しているなど、良好な自然環境を有し、野生生物の重要な生息・生育地となっている。森林生態系の維持・保全を基本とし、溪畔林の再生を図りつつ、野生生物の保護及び生息・生育環境の維持・向上に努める。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を創出し、更にこれらを捕食する希少猛禽類等の採餌場としての機能を期待するなど、各施業と野生生物の保護との共存に配慮した森林整備を進める。

#### (5) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

都市近郊にあり生活に密着したふれあいの場、自然観察の場として、吾妻地区のきぼっこの森、ふくしま県民の森区域内の国有林、男沼・女沼<sup>おぬま めぬま</sup>周辺の国有林、西郷地区の甲子遊歩道、平田村のジュピアランドひらたに隣接する蓬田岳などが活用されている。また、スポーツや休養の場として、グランディ羽鳥湖スキー場、あだたら高原スキー場等、登山の拠点として吾妻山、安達太良山、二岐山等があり、四季折々の多様な森林景観を提供する場として、これら森林の総合利用を進める。この場合、東京電力福島第一原発事故以降、森林とのふれあい活動が控えられている実態にある。レクリエーションの森等の空間放射線量の公表を更に進めるなど、レクリエーションの森の安全・安心のPRに努めるものとする。

#### (6) 林産物の有効活用

計画区東部の都路地区、郡山市の安積地区、南部の横川地区や大原地区、白河市の表郷地区は計画区の中でもスギを主体とした人工林地帯となっている。これら人工林は、森林資源の質的向上と水土保全機能を高めるため、若齢林を中心に間伐等の抜き切りを適切に実施する。また、利用期に達した人工林については、地球温暖化防止に貢献するための森林による二酸化炭素吸収量を確保する観点から主伐と再生林による森林資源の若返りを積極的に図る。

良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な主伐や間伐等の森林施業により発生する木材については、資源の有効活用を図る観点から、木材の需要動向等を踏まえ、利用可能なものについて積極的に搬出し、原木の安定供給に努め、地域林業の振興に寄与する。

#### (7) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵庫として重要な役割を果たしており、これまで、間伐等を着実に実施することで二酸化炭素の吸収量確保に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、我が国の人工林資源の齢級構成は50年生付近をピークとして年々高齢化してきており、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図るとともに、将来の二酸化炭素吸収量を確保することが求められている。

このため、着実な間伐の実施に加え、主伐と再生林による森林資源の若返りを図る取り組みを積極的に進めていくこととする。

また、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図るとともに、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考	
総 数		91,833.02		
市 町 村 別 内 訳	福 島 市	30,314.86	福島森林管理署	県北地域
	二 本 松 市	2,364.54	〃	〃
	伊 達 市	513.80	〃	〃
	桑 折 町	408.60	〃	〃
	川 俣 町	822.52	〃	〃
	大 玉 村	2,817.79	〃	〃
	郡 山 市	9,889.26	〃	県中地域
	田 村 市	9,839.53	〃	〃
	小 野 町	953.53	〃	〃
	須 賀 川 市	2,694.35	福島森林管理署白河支署	〃
	天 栄 村	13,670.51	〃	〃
	玉 川 村	679.09	〃	〃
	平 田 村	1,283.12	〃	〃
	古 殿 町	6,154.24	〃	〃
	白 河 市	5,051.96	〃	県南地域
	西 郷 村	4,375.32	〃	〃

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。  
 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び備考欄に記載する森林管理署等(ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分)とする。



## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、さらには放射性物質の影響等も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の

設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、

保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	42,886.31	40,727.43
	育成複層林	4,449.16	6,296.37
	天然生林	40,847.66	40,885.13
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		172	174

注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下、「育成単層林へ導くための施業」という。）。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>\*2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下、「育成複層林へ導くための施業」という。）。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下、「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

- \*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- \*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
- \*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

注2) 現況については、平成26年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合はその範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齢構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齢で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

###### イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の生長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の

維持増進が図られる森林について、下記を考慮の上実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

## (2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
郡山市湖南地区 を除く全域	45	50	40	40	55	15	65	20
郡山市湖南地区	45	50	45	45	55	15	65	20

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

## (3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する基本的事項

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキのほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。加えて、苗木の選定については、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図るとともに、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

##### b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作

業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
3,000	3,000	4,000	2,000

(注) 1 育成複層林へ導くための施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。



d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法  
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法  
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期(年)					間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	25	35	(45)	(55)	(65)	○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒノキ	30	40	(50)	(65)		
アカマツ	30	40	(50)	(65)		
カラマツ	30	40	(50)	(65)		

(注)1 ( ) は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→			←	△	→			
除伐	スギ									←	○	→		←	○	→
	ヒノキ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

ウ 2回目の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。

3) 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐等及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を

図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林化により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	158	442
うち林業専用道	4	10

注1) 現状については、平成26年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項  
特になし

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業従事者は、減少・高齢化傾向の歯止めはかかっておらず、林業事業体の経営基盤は脆弱である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林資源の整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能の活用に加え、システム販売による製材工場等への直送を推進し、原木の安定供給に貢献する。

### (4) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地 区			(該当する保安林種等)	
福島市	(26～29)、30、(31～34)、 35～36、(37～38)、39、 (41～42)、43～44、(45)、 46、(47～50)、51～52、 (53～54)、56～58、(59)、 60、(61～64)、(67～68)、 69～75、78～80、(81～84)、 (87)、(90)、91、(92～95)、 96～133、135～138、 (139)、140、148～149、 (152～154)			水源	22,710.49
				土流	1,460.11
				土崩	65.35
				なだれ	99.06
				落石	4.65
				砂防	2,738.14
	計	24,506.54	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備、なだれ・落石の危険防止		
郡山市	(201～202)、203～205、 (206)、(208～212)、 213～214、(215)、 (217～218)、(221)、 (229～232)、233、 (234～235)、(239)、 240～245、(246)、 (426～429)、(476～477)			水源	4,602.16
				土流	373.28
				土崩	29.26
				干害	111.25
				砂防	25.52
[中野]	5				
	計	5,206.00	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備、干害の防備		
白河市	(1002～1003)、 (1005～1008)、 (1010～1018)、 (1043～1047)、 (1050)、1051、 (1052～1057)、1058、 (1059～1062)			水源	3,211.03
				土流	93.07
				砂防	9.86
	計	3,317.30	水源の涵養、土砂流出の防備		



単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地 区			(該当する保安林種等)	
須賀川市 [滝] [長沼]	(1401～1404)、1405～1409、 (1412～1413)			水源	1,504.65
	1			土流	52.72
	6～7			砂防	7.39
	計	1,559.62	水源の涵養、土砂流出の防備		
二本松市	(9)、(12～15)、(17～18)、 19、(21)、(166)			水源	818.66
				土崩	1.61
				落石	1.86
				砂防	7.35
	計	829.48	水源の涵養、土砂崩壊の防備、落石の危険防止		
桑折町	155、156			水源	377.00
				土崩	22.54
	計	399.54	水源の涵養、土砂崩壊の防備		
伊達市	157、158			土流	513.80
	計	513.80	土砂流出の防備		
川俣町	(159～162)、(164～165)、 (167)			水源	527.33
				土流	103.95
				干害	23.34
	計	654.62	水源の涵養、土砂流出の防備、干害の防備		
大玉村	(2～3)、(7)、8、(9～11)			水源	948.57
				土流	25.30
				砂防	2.98
	計	1,146.28	水源の涵養、土砂流出の防備		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地 区			(該当する保安林種等)	
天 栄 村	1067、(1068～1069)、 1070、(1071～1074)、 1075、(1076～1078)、 1079～1086、(1087)、 1088、(1089)、1090～1091、 (1092)、1093～1107、 (1108)、1109～1115、 (1116～1117)、 1118～1121、(1128～1132)、 (1137)、1140、 (1141～1143)、1144～1148、 (1149～1150)、1151～1156、 (1157～1161)			水源	10,397.20
				土流	870.98
				土崩	7.69
				砂防	241.54
	計	11,331.22	水源の涵養、土 砂流出・崩壊の 防備		
西 郷 村	(1019～1020)、1021、 (1022～1023)、1024～1026、 (1027)、1028～1030、 (1031)、1036、 (1037～1040)、1041、 (1042)			水源	1,286.95
				土流	2,396.02
				砂防	19.27
	計	3,685.61	水源の涵養、土 砂流出の防備		
古 殿 町	(1240)、(1248～1250)、 (1252)、(1254)、(1257)、 (1265)			土流	41.42
				砂防	4.73
	計	55.91	土砂流出の防備		
小 野 町	(314～317)、(319～322)			水源	601.52
				土流	17.22
				土崩	1.17
	計	619.91	水源の涵養、土 砂流出・崩壊の 防備		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)
市町村	地 区			
田 村 市	(247～248)、249、 (250～251)、(255)、(258)、 (267～269)、(271～272)、 (274)、(278)、(280)、281、 (283～284)、(286～287)、 (307～311)			水源 1,466.68 土流 227.04 土崩 1.80 干害 11.54 砂防 2.51
	計	1,724.38	水源の涵養、土砂流出・崩壊の防備、干害の防備	
総 数		55,550.21		

- (注) 1 市町村欄の [ ] は、官行造林地である。  
 2 地区欄の数字は林班で、( ) 書は区域が林班の一部であることを示す。  
 3 面積は、小班単位で集計。  
 4 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。  
 ① 水源かん養保安林  
 ② 土砂流出防備保安林  
 ③ 土砂崩壊防備保安林  
 ④ 干害防備保安林  
 ⑤ なだれ防止保安林  
 ⑥ 落石防止保安林  
 ⑦ 砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
該当なし

(3) 土地の地質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害については、伐倒処理等を行い、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても当計画区の国有林及び民有林において確認されていることから、被害の発生状況や有効な被害防除対策等について民有林関係者との情報共有を行いながら、民有林と連携した対策を検討する。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を重点的に行うこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

#### (4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

## 第5 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,264	2,120	144	1,240	1,160	80	1,024	960	64
前半5カ年の計画量	1,149	1,075	73	620	580	41	528	495	33

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	13,233
前半5カ年の計画量	6,454

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	4,459	506
前半5カ年の計画量	1,906	350

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	総		数	6 1 路線	115,791	4,798	86,891		
	自動車道	林業 専用道	福島市	松川支線	811	36	811	①	23
			計	1 路線	811	36	811		
			郡山市	竹ノ内支線	3,200	90	3,200	⑥	226
				大久保支線	4,400	200	4,400	⑧	213外
				滝	2,200	105	2,200	⑨	215外
			計	3 路線	9,800	395	9,800		
			川俣町	大柴	3,800	190	3,800	⑦	159外
			計	1 路線	3,800	190	3,800		
			大玉村	松葉沢支線	1,874	130	1,874	②	7
				大塚平	2,680	210	2,680	③	1
				長坂	2,420	200	2,420	④	4外
				和尚山	5,000	300	5,000	⑤	1外
			計	4 路線	11,974	840	11,974		
			須賀川市	取上	1,400	50	1,400	⑤⑤	1201
				諏訪	1,600	65	1,600	⑤⑧	1401外
				高杉山	1,000	31	1,000	⑤⑨	1403
	赤土山	1,400		210	1,400	⑥⑩	1407外		
	額取山支線	800		51	800	⑥⑪	1407		
	計	5 路線	6,200	407	6,200				

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	白 河 市	東 沢	1,000	100	1,000	⑩	1001
				梁 森 第 一	1,800	61	1,800	⑪	1002
				東 沢 支 線	900	—	900	⑫	1001外
				梁 森 第 二	1,000	36	1,000	⑬	1002
				霧 伏	1,100	56	1,100	⑭	1006外
				二 飛 山	1,500	71	1,500	⑮	1010
				樋 ケ 沢	1,300	35	1,300	⑰	1043
				隈 戸	3,000	75	3,000	⑳	1054外
				赤仁田・隈戸	2,400	60	2,400	㉑	1048外
				荒 金 沢	1,680	60	1,680	㉓	1016
				大 石 沢	1,200	23	—	㉙	1003
				犬 神	1,500	25	—	㉚	1004
				旗宿（滝）	800	28	—	㉛	1015
				荒 金 沢	2,400	29	—	㉜	1016
				大 木 支 線	1,200	26	—	㉝	1016
			第二荒金沢	1,300	26	—	㉞	1017外	
			計	16路線	24,080	711	15,680		
			古 殿 町	大 風 第 一	1,200	42	1,200	㉟	1239外
				大 風 第 二	1,400	24	1,400	㊱	1239外
				美 沢	1,500	95	1,500	㊲	1245外
				三 株 川	1,000	28	1,000	㊳	1246
				スマキ支線	2,300	52	2,300	㊴	1249外
				関ノ口・峠	3,800	75	3,800	㊵	1253外
滝ノ平・中の松	3,400	47		3,400	㊶	1257			
唐 露	1,700	30		1,700	㊷	1257			
馬 場	2,000	16	2,000	㊸	1261				



単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 凶 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	古殿町	鎌倉岳	2,200	52	2,200	㊸	1261外
				沢	1,500	45	1,500	㊹	1263外
				大松川	2,600	84	2,600	㊻	1245外
				スマキ	300	87	300	㊼	1251外
				入道山	1,200	22	—	㊽	1221外
				馬場平	1,400	23	—	㊾	1230
				金森	1,400	53	—	㊿	1236外
				大 辻	2,500	50	—	㊽	1240外
				ヲテマ	1,200	60	—	㊾	1243
				小名沢	1,900	85	—	㊿	1260外
			計	19路線	34,500	970	24,900		
			天栄村	丹波楯山	3,300	130	3,300	㊽	1063外
				牧 本	1,200	140	1,200	㊾	1073外
				一本木	2,200	140	2,200	㊿	1137外
				保田沢・藤沢	5,600	231	2,000	㊽、㊿	1085外
				鳳 坂	800	45	—	㊾	1112
			計	5路線	13,100	686	8,700		
			平田村	打違内	1,100	50	—	㊿	1211外
				蓬田岳	2,100	58	—	㊽	1208外
			計	2路線	3,200	108	—		

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	西郷村	羽鳥・隈戸	2,300	90	2,300	⑩	1041外
				羽 鳥 (格上)	2,726	150	2,726	⑳	1040外
				白 石 沢	800	48	—	㉑	1041外
				金 花 沢	600	27	—	㉒	1040外
				一本木(西部)	1,900	140	—	㉓	1140外
			計	5路線	8,326	455	5,026		
拡張	総 数			37路線	6,585		3,995		
	自動車道	林 道	福 島 市	俎 板 山	75		75		64
				菱 川	350		350		65、66
				横 川	130		130		77
				烏 川	20		20		114
				茂 庭	30		30		119外
				増 沢	90		90		88
				焼 松	20		20		142外
				飯 坂	20		20		84
			計	8路線	735		735		
			郡 山 市	安子ヶ島(桧沢)	35		35		222外
				安子ヶ島(程ヶ沢)	85		85		216外
				鞍 手 山	10		10		230外
深 沢	10			10		234			
		計	4路線	140		140			

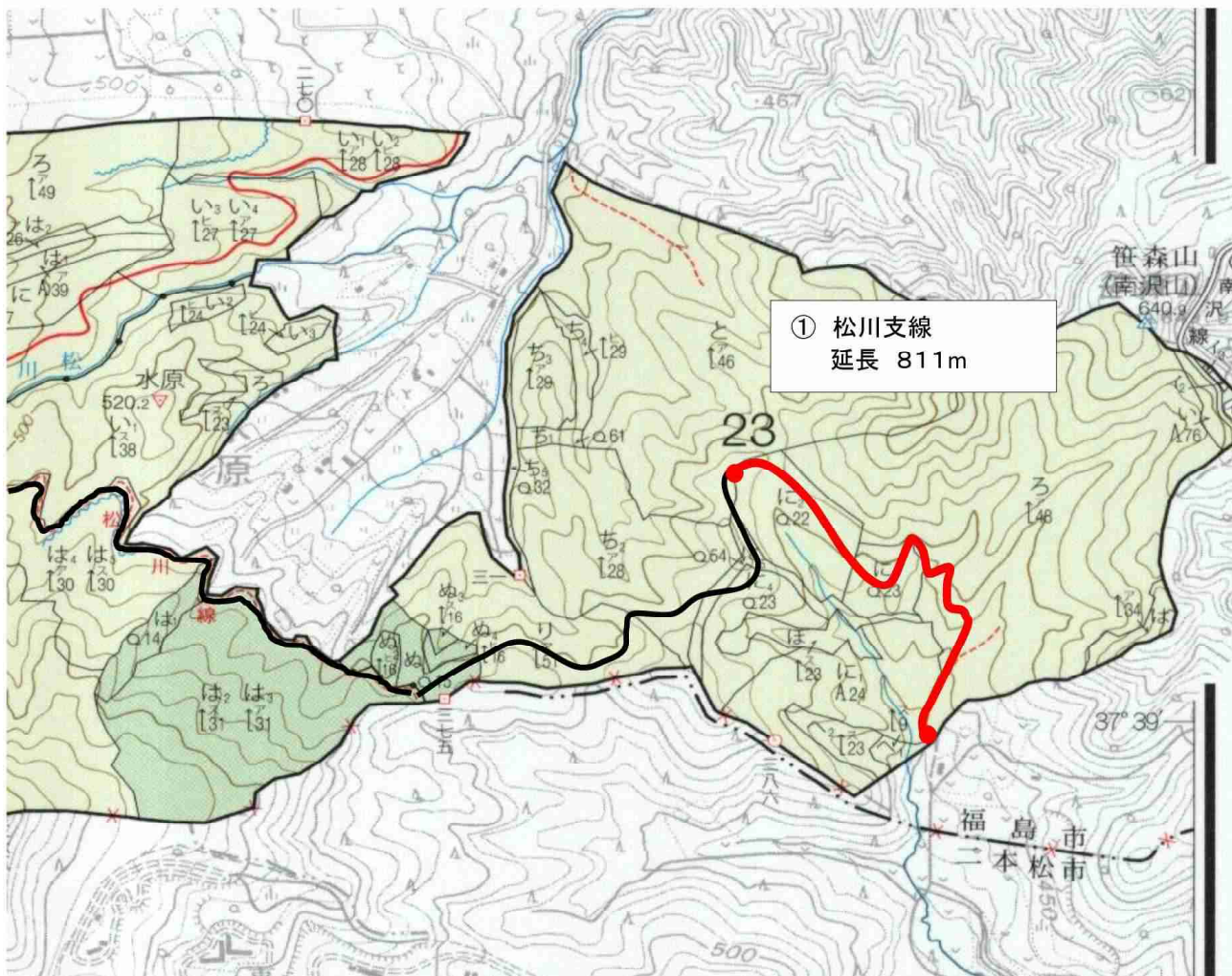
単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	白 河 市	旗宿・金山	150		150		1005外
				木戸ヶ入	80		80		1008外
				荒 金 沢	150		150		1016外
				隅 戸	200		100		1055外
				田 之 沢	300		150		1059外
			計	5 路線	880		630		
			須賀川市	諏 訪	100		50		1402
			計	1 路線	100		50		
			天 栄 村	牧 本	600		300		1073外
				立 矢 沢	200		100		1098外
				藤 沢	400		200		1084外
				奥 西 部	600		300		1149外
			計	4 路線	1,800		900		
			西 郷 村	羽鳥(真名子)	120		60		1038外
				西 部	300		150		1031外
			計	2 路線	420		210		
			古 殿 町	大風・入定(夕日)	100		50		1233
				大風・入定(入定)	200		100		1239
				ヲ テ マ	100		50		1244
				小 松 川	100		50		1248
				小 名 沢	300		150		1259外
				中 の 松	200		100		1254外

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	古 殿 町	スマキ支線	150		150		1243外
			計	7 路線	1,150		650		
			玉 川 村	青 井 沢	200		100		1205外
				青井沢支線	100		50		1215
			計	2 路線	300		150		
		林 業 専用道	白 河 市	丹波楯山	400		200		1062外
				隅 戸	60		30		1054
			計	2 路線	460		230		1073外
			天 栄 村	一 本 木	300		150		1136外
			計	1 路線	300		150		1084外
			古 殿 町	ス マ キ	300		150		1249外
			計	1 路線	300		150		

# 林道等の開設計画箇所位置図



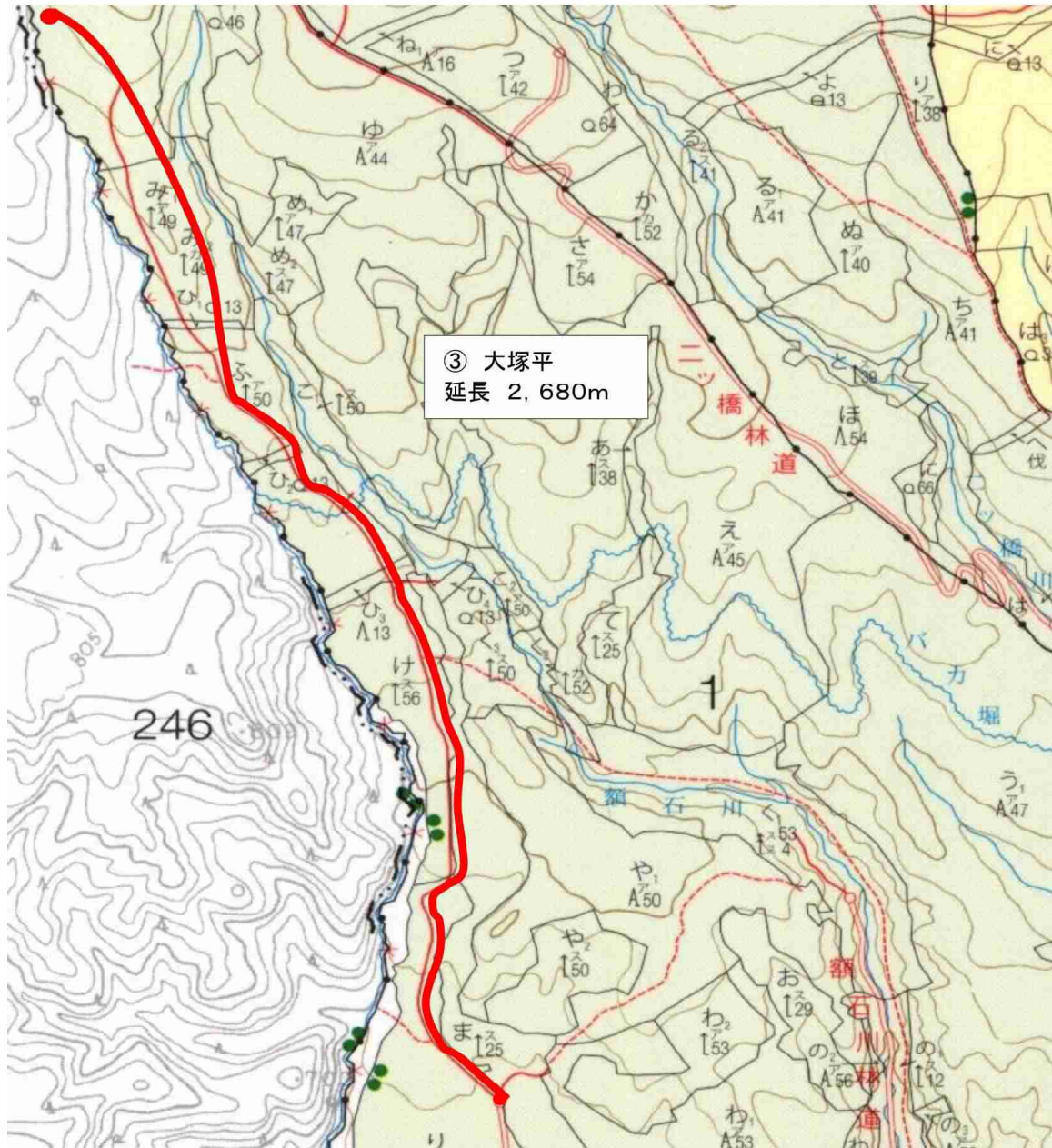
凡例	
	計画路線

# 林道等の開設計画箇所位置図



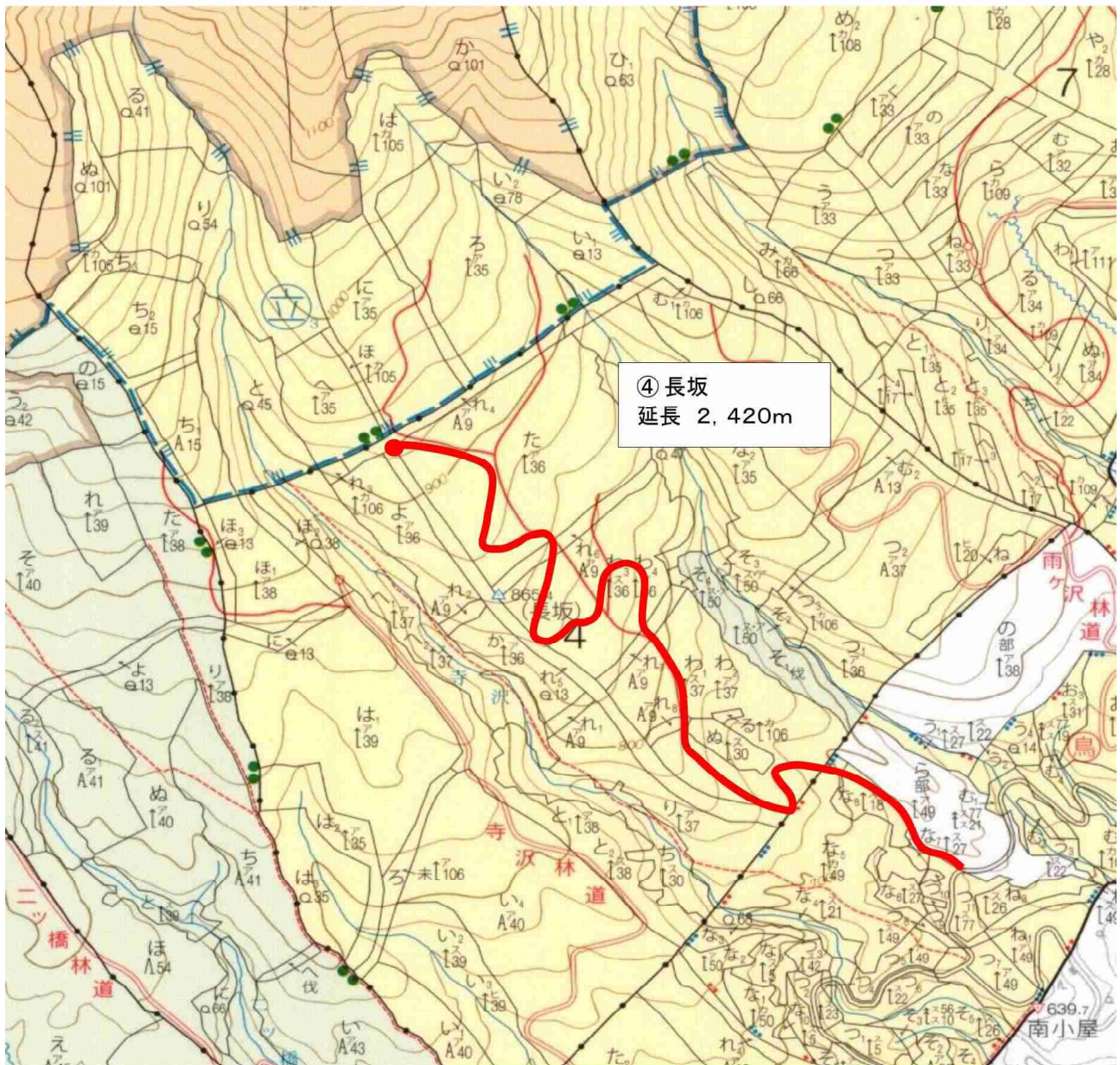
凡例	
	計画路線

# 林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線

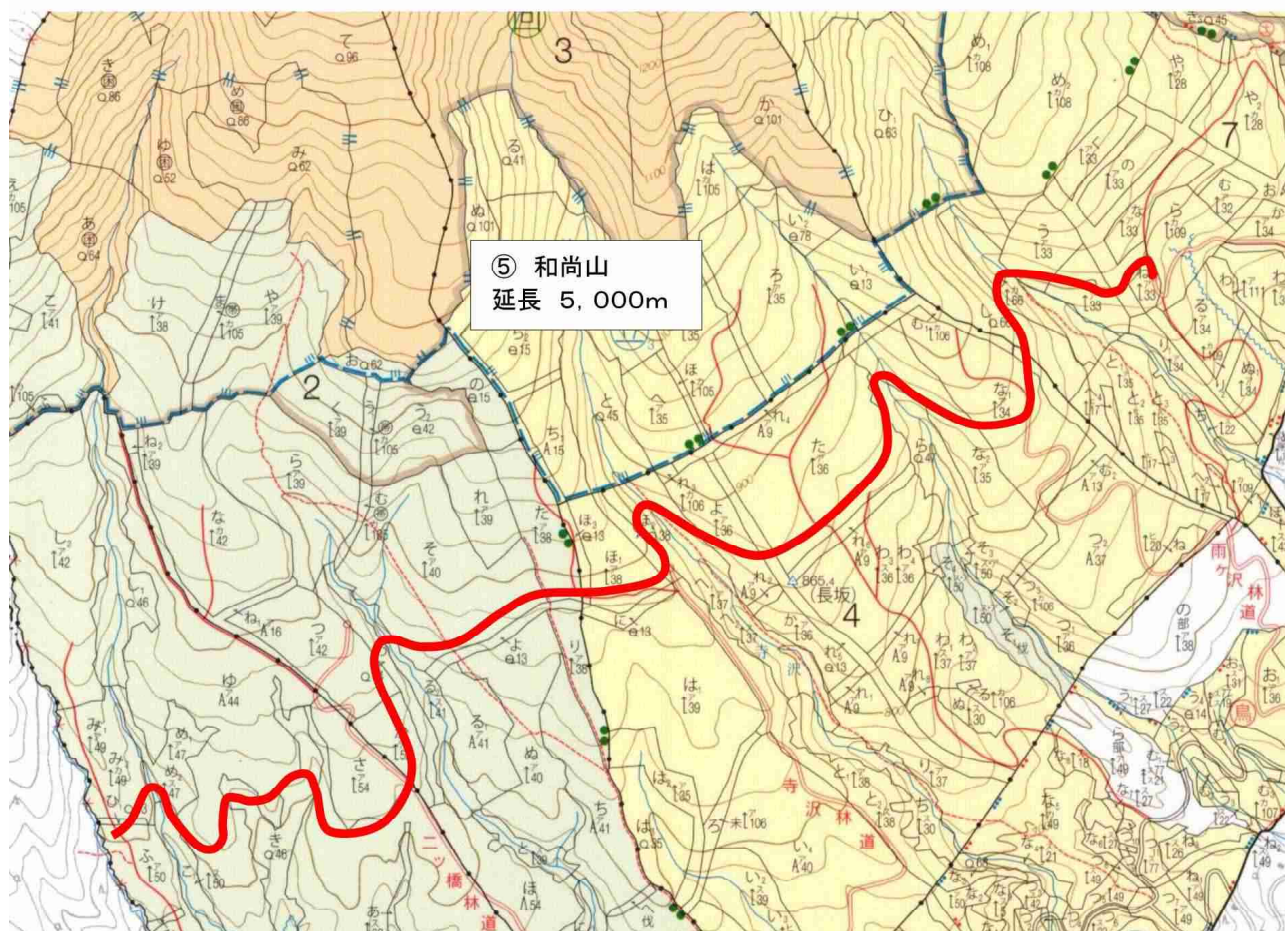
# 林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線



# 林道等の開設計画箇所位置図



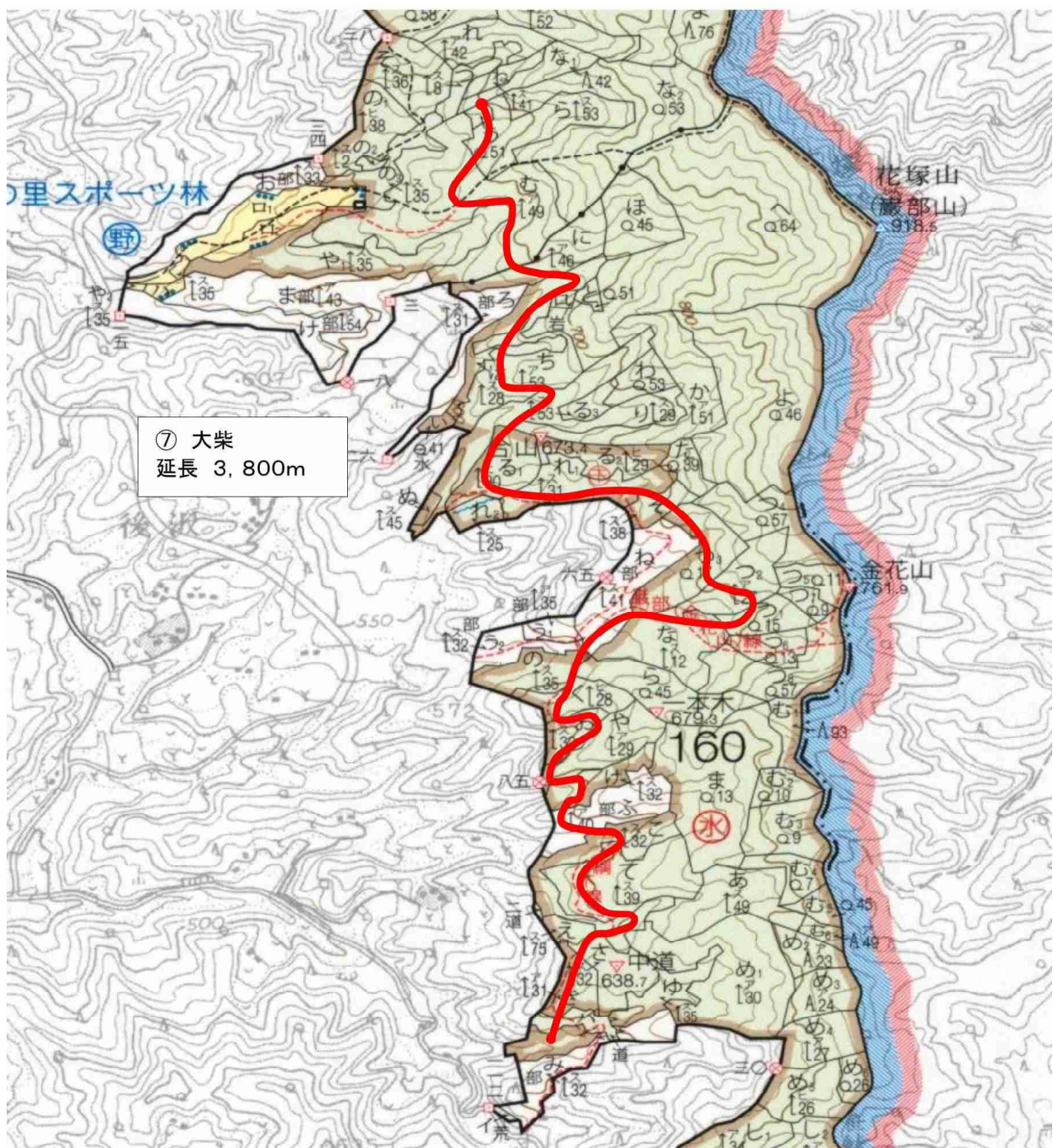
凡例	
	計画路線

## 林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線

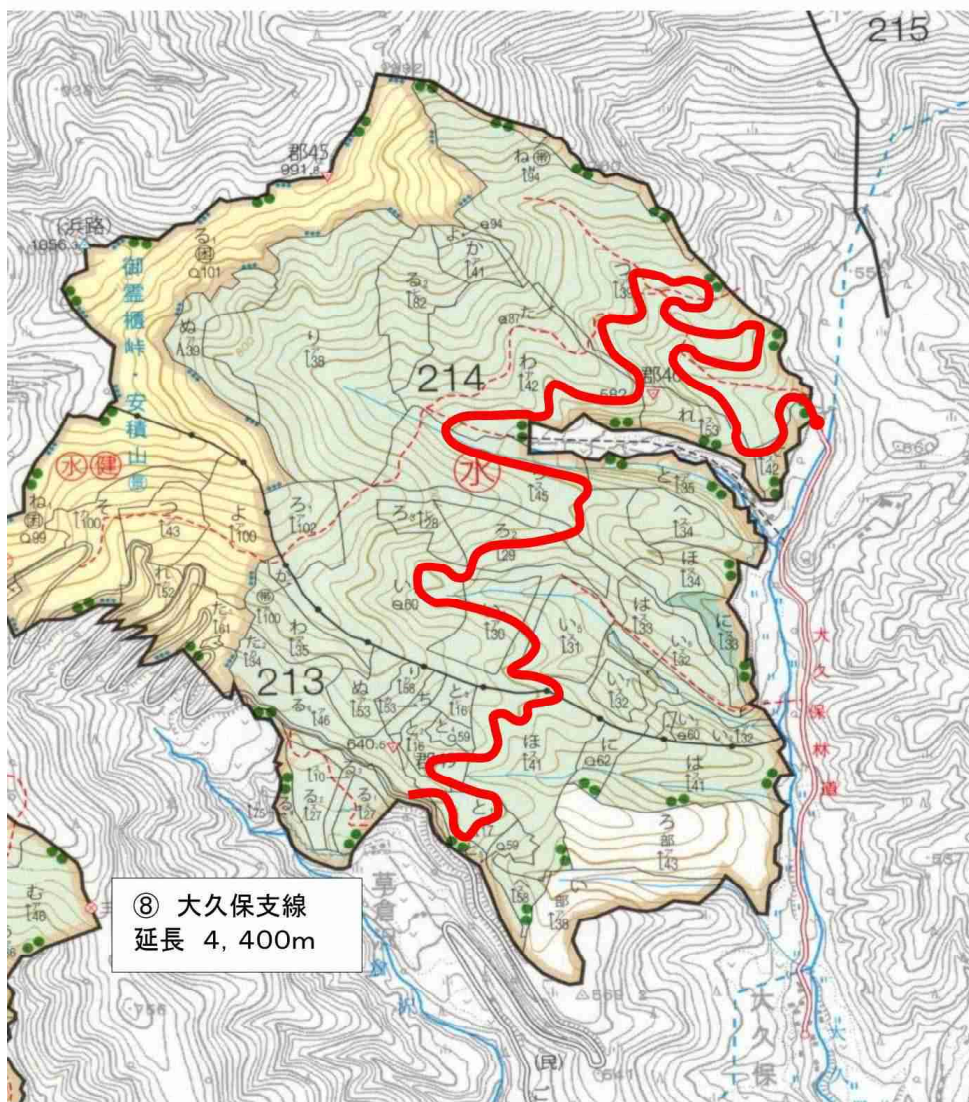
# 林道等の開設計画箇所位置図



⑦ 大柴  
延長 3,800m

凡例	
	計画路線

# 林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線